令和3年度地域運動部活動推進事業 公募要領

令和3年4月19日 スポーツ庁次長決定

1 事業の趣旨

生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、全国各地域において、休日の部活動の段階的な地域移行や合同部活動等の推進に関する実践研究を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動や合理的で効率的な部活動の全国展開を図る。

2 事業の内容

休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究

地域の実情を踏まえ、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの 課題に総合的に取り組むために、全国各地の拠点校(地域)において実践研究を実 施する。

3 公募対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会

- ※ 以下に該当するものは含まれない。
- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者 なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を 得ているものは、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者

4 委託期間

本事業の委託期間は契約締結日から令和4年3月10日までとする。

5 事業報告

(1)途中報告

事業の進捗状況を適宜把握するため、受託者はスポーツ庁の求めに応じ、事業の進捗状況をスポーツ庁に報告するものとする。

(2) 最終報告

受託者は、事業が終了した際には、調査・実践研究の結果及び成果等をまとめた研究成果報告書を事業完了日から10日を経過した日、又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までにスポーツ庁に10部提出すること。併せて事業の成果を示す概要資料についても提出すること。

また、受託者は本事業で得た成果等を広く周知するために研究成果報告書等をHP等で公表すること。なお、同報告書等は、スポーツ庁においても公表する場合がある。

6 企画提案書の提出方法等

- (1)提出書類
 - ①企画提案書(別紙様式)
 - ②申請団体(学校・運営団体を含む)の概要資料など、その他必要と思われる資料
- (2)提出方法

提出については、電子メールによる方法のみとし、紙媒体での提出は不要とする。

- ・電子ファイルは、原則として、Word、Excel、PowerPoint など編集可能な形式で提出すること。なお、企画提案書以外の提出書類で上記によりがたい場合には、PDF 形式による提出を認める。
- ・電子ファイル名は、「【※企画提案者名】令和3年度地域運動部活動推進事業企画 提案書.xxx」とすること。

(3)提出先

E-mail アドレス:staiiku@mext.go.jp

- ・送信メールの件名は、「【※企画提案者名】令和3年度地域運動部活動推進事業_ 企画提案書」とすること。
- ・電子ファイルサイズが 10M Bを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、スポーツ庁は一切の責任を負わない。
- ・スポーツ庁は、メール受領後、申請者に対して電子メールにより、受領確認した旨連絡する。電子ファイルの送信後、翌営業日の18時を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、「12問合せ先」まで架電すること。

(4)提出期限

提出期限:令和3年5月14日(金)18時必着

(5) その他

- ・ 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- ・必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・提出期限後の企画提案書等の提出、差替え及び訂正は認めない。

7 選定

(1)選定

本事業の委託先の選定は、客観性、公正性及び透明性を担保するため、本公募要領、 実施要項、委託要項、審査基準等に基づき、提出のあった企画提案書について、技術審査 委員会における審査を実施する。

(2)審査基準

別途定めた審査基準のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、全ての提案者に選定結果を通知する。

- (4)無効となる企画提案書
 - ①企画競争に参加する者に必要な資格を有しない者の企画提案書
 - ②本事業の趣旨に適合しない企画提案書
 - ③書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
 - ④提出期限までに提出されなかった企画提案書

8 事業の実施

- (1) スポーツ庁は、審査の結果、選定された事業を行う契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、委託契約金額については事業計画書の内容を勘案し、予算の範囲内で決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。
- (2) 受託者は、契約した事業計画書に基づき事業を実施するものとし、本公募要領に定めるもののほか、「令和3年度地域運動部活動推進事業実施要領」、「地域運動部活動推進事業委託要項」、「スポーツ庁委託事業事務処理要領」及び委託契約書等にて規定されている事項を遵守すること。
- (3) スポーツ庁は、必要があると認められるときは、所属の職員に、受託先の事務所、事業場等において、スポーツ庁が預託し又は本件業務に関して受託者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、受託者に対し必要な指示をすることができる。受託者は、スポーツ庁からその調査及び指示を受けた場合には、スポーツ庁に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- (4) 受託者は、委託事業の実施に当たり、研究成果報告書のほか、開催案内等の対外的 な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示すること。

9 スケジュール

- (1)企画提案書提出締切り令和3年5月14日(金)18時必着(厳守)
- (2)企画提案書の審査 令和3年5月中旬(予定)
- (3)選定結果の通知令和3年5月下旬(予定)(※1)
- (4) 契約締結

令和3年6月中旬以降、順次締結(予定)(※2)

- (※1)選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出する必要があるので、事前に準備しておくこと。なお、再委託先(再々委託先)がある場合は、この旨を再委託先(再々委託先)にも周知すること。
 - ・事業計画書
 - ※審査委員の意見や予算規模が提示された場合には、その事項を反映すること。
 - ・経費の積算根拠資料(謝金単価基準表、旅費支給規定、見積書等) ※採択の連絡とあわせて、スポーツ庁から様式を別途送付する。

(※2)契約締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることを十分留意すること。また、国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先(再々委託先)がある場合は、この旨を再委託先(再々委託先)にも周知すること。

10 その他

- ・ 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。 最終的な採択件数は審査委員会に おける審査結果を踏まえ、決定する。
- ・ 公募期間中の質問・相談等について、当該者のみが有利となるような質問等には回答できない。質問等のうち重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

11 問合せ先

スポーツ庁政策課学校体育室 運動部活動推進係 青木、西戸

TEL: 03-5253-4111 (内線3777)

E-mail: staiiku@mext.go.jp

令和3年度地域運動部活動推進事業 実施要領

○ 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究

<委託先>

都道府県教育委員会または指定都市教育委員会

<採択予定数>

10件程度

<事業規模>

・都道府県教育委員会: 2,800千円程度(1件当たり)※ 市部1ヵ所、町村部1ヵ所の計2ヵ所の拠点校で実施する場合

・指定都市教育委員会:1,700千円程度(1件当たり)

<実施内容>

● 拠点校の選定・実施体制の構築

受託者は、休日の部活動を学校から切り離し、地域のスポーツ活動への移行に取り組む中学校(以下「拠点校」という。)を定め、当該拠点校を所管する市区町村教育委員会やスポーツ関係団体をはじめとする部活動を取り巻く関係者と連携しつつ、指導者の確保・育成・マッチングや運営団体の確保等を行うなど、事業実施体制を構築すること。

●検討・運営会議の設置

受託者は、事業の円滑な実施を図るため、事業の実施方針の決定、拠点校における 実践の共有や検証、域内への普及方法の検討などを行う「検討・運営会議」を設置する。検討・運営会議は、拠点校の校長等、保護者、地域スポーツ活動の運営団体、スポーツ関係団体、有識者等の関係者で構成すること。

●拠点校に対する支援

受託者は、検討・運営会議も活用しながら、拠点校における取組内容を適時適切に 把握するとともに、拠点校の取組や関係団体との協働等について、指導や助言するなど 支援すること。

●事業の検証、成果の普及

受託者は、拠点校における実践の検証や成果の評価・分析を行った上で、本事業で得られた指導者や運営団体の確保方策、保護者・自治体の費用負担の在り方の整理等にかかる知見について、域内の他の学校に普及させるための取組を実施し、休日の部活動の段階的な地域移行の促進を図ること。

<留意事項>

- ○拠点校について、都道府県教育委員会においては、市部または町村部で少なくとも1ヵ 所、指定都市教育委員会においても、1ヵ所を選定すること。
- ○事業の実施に当たっては、当該地域の人口規模、地理的・社会的環境に加え、学校・部活動の状況や地域のスポーツ環境など、拠点校の置かれた環境はそれぞれで異なることか

- ら、地域(保護者、地元住民等)、行政(教育委員会、スポーツ担当部局)スポーツ関係団体(体育(スポーツ)協会、競技団体等)、体育系大学・学部、民間企業などの関係者間で必要な連携を図り、地域の実情を踏まえた上で、休日の部活動の地域スポーツ活動への移行を実践すること。その際、例えば、教師に代わり指導等を担う指導者や地域スポーツ活動の運営団体の確保、平日の部活動と休日の地域スポーツ活動の連携・協力体制の構築、地域スポーツ活動の費用負担の在り方の整理等の課題に取り組むことが考えられる。
- ○拠点校における実践研究を円滑に実施する観点から、生徒が地域スポーツ活動を実施するのに必要な経費(生徒の保険料、会場使用料など)を国の委託費から支出することは差し支えない。一方、これらの経費については、受益者負担が適切であると考えられるため、委託事業終了後の費用負担について保護者の理解を得るとともに、保護者による負担が適切と考えられる費用負担額についてアンケート等を通じて把握すること。
- ○事業の検証・評価については、教師の勤務時間や地域スポーツの活動時間、確保した指導者の数など定量的な観点に加えて、生徒、保護者、学校、地域指導者などの関係者からヒアリングを実施するなど定性的な観点も踏まえた手法によること。
- ○スポーツ庁は、全国各地域の拠点校における実践の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、休日の部活動の段階的な地域移行について全国的な普及を図るための取組を実施する。その際、拠点校における実践やその成果について発表の場を設けるなど、受託者に協力を要請する。また、教師の負担軽減の状況に関する調査を行う予定であり、受託者に調査の実施に必要な協力を要請する。なお、これらの具体的な内容は、スポーツ庁から別途お示しする。
- ○休日の部活動の段階的な地域移行にかかる考え方については、令和2年9月に公表した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を参照すること。
- ○実施要領で示している実施内容は、国として受託者に求める最低限の内容であり、本事業の趣旨を踏まえ、事業規模の拡充や先導的・発展的な取組に基づく企画提案書を作成・ 提出することを妨げるものではない。
- ○採択予定数及び事業規模は予定であり、最終的には審査委員会における審査結果を踏まえ、決定する。